

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」における衆参両院内閣委員会の附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。これを受け、政府はギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月に論点整理を行い発表した。

これまで、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握してこなかった。

よって、政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進めるとともに、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 競馬等の公営競技やパチンコ等は、それぞれ異なる官庁が所管しており、しかも規制と振興を同一の官庁が担当しているため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めないため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立した組織の設置を検討すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議における論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策基本法の制定及びギャンブル等依存症患者への具体的な対策を早急に検討すること。
- 3 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められているが、ギャンブル等依存症対策を進める中で、こうした取組と合わせ、更に依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月5日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣 宛て
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

福島県議会議長 杉山純一